

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	合議	文書取扱主任
起案日	令和7年11月12日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和7年11月14日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	7 四議第332号			公開		非公開理由	
分類番号	04-02-01			■公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 () 公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和7年11月6日(木)		
				会議時間	13時00分～15時58分		
出席委員	委員長 廣瀬正明			委員 上岡正			
	副委員長 澤良宜由美			委員 上岡真一			
	委員 川村一朗			欠席委員			
	委員 平野正						
その他	議長 宮崎努			委員外議員 前田和哉			
	委員外議員 川渕誠司			委員外議員 大西友亮			
執行部出席者	副市長 田能浩二						
	企画広報課長 武田安仁						
	企画広報課 施設活用推進室長 田邊秀樹						
	財政課長 竹田哲也						
	財政課長補佐 兼管財契約係長 上岡史卓						
	総務課長 山崎寿幸						
	総務課長補佐 有光浩						
	西土佐総合支所長 兼地域企画課長 佐川徳和						
	西土佐総合支所 地域企画課長補佐 新玉康之						
事務局	事務局長 原憲一						
	事務局長補佐 岡村むつみ						
記録							
令和7年9月定例会において、継続審査となっている調査事項2件及び報告事項2件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

■まず、所管事項調査ア「市有地の個人や団体との貸借状況について」財政課から説明を受け調査を行った。(8月5日の委員会審査で継続調査とし、あらためて5点について回答を求める申入書を提出している案件)

【説明：竹田財政課長】

①住宅敷地として貸している土地の裏山に危険木がある場合等の対応について

=一般的な回答になるが、裏山が貸借地である場合は借りている方の対応になる。

②無償でその他の公共団体・公共事業に貸している13件の団体名及びその無償貸借理由は資料に示しているとおり。

③前回の委員会での報告資料に誤りはないか。

=あらためて所管に確認したところ内容に誤りはないとのことであった。ただし、内訳について一部修正をお願いした。個人・法人の別で、(個人15⇒14、法人148⇒149)。

④住宅の敷地として貸付している住宅の居住実態と賃貸借期間の基準について

=1件が移住者用住宅、13件は住宅敷地。定期的に住んでいるかどうかの確認をしているわけではないが、3年に1度、契約の更新をしているので居住していると理解している。ただ、今年度財政課所管の分で居住者が死亡し居住していないものが1件ある。貸借期間は賃貸借料を固定資産評価額を元に算出していることから、3年に1度の評価替のタイミングで更新している。

⑤準用河川丸の内川川上の住宅出入口の通路橋使用許可の状況

=まちづくり課に確認した。通路橋を目的とした占用許可件数は5件。当時は準用河川に関する条例等が未整備であったため、四万十市普通河川等管理条例に基づいて占用許可、更新を行っている。占用料については、同条例第9条第1項第3号に基づいて減免している。

【質疑：上岡正委員】

5件しかないのか。現地に行けばもっとあるような気がするが。

【答弁：竹田財政課長】

市有地と交換して自分の土地になっているケースもある。通路橋として占用許可しているものが5件ということになる。

【質疑：上岡正委員】

交換した場合、川の土地は個人の土地になっているということか。

【答弁：竹田財政課長】

川をまたいでいる部分は個人の土地になっていると聞いている。

【質疑：上岡正委員】

下は河川で市が管理するがその上は個人の土地になっているのか。

【答弁：竹田財政課長】

そのように理解していた。

～小休～

～正会～

【意見：上岡正委員】

河川は交換できないのではないか。調査はもういいが、自分でまちづくり課に確認する。

【質疑：川村一朗委員】

資料の中で、個人・法人の別では集会所敷地が15件になっており、有償・無償の別では集会所が17件になっている。どちらが正しいのか。集会所敷地の法人とは。法人化されているから無償になっていると思うが。

【答弁：竹田財政課長】

法人の内訳のうち、集会所敷地15件は17件の訂正漏れであった。法人は任意団体も含むので地区も入っている。

【質疑：川村一朗委員】

多くの地区は集会所も補助を使いながらも自ら建て、維持管理も自分たちでやっている。無償で貸しているところとの整合性は。

【答弁：竹田財政課長】

地区的土地に自ら集会所を建てている地区もあり、市有地を借りて集会所を建てている地区もあるが、そこに不公平が生じるのかというところは考えたことがなかった。もう一度整理して回答する。

【質疑：宮崎議長】

丸の内川の占用の件、四万十市普通河川等管理条例第9条第1項第3号により減免しているが、この条文は、「公益上その他特別の事業により」とある。この事業とは何か。

【答弁：竹田財政課長】

資料にある分しか確認していないので、その点ももう一度確認させてもらう。

【質疑：宮崎議長】

これが事情なら市長判断でというところでわかるが、事業となると違和感があるので確認してもらいたい。あとそれから、河川上に家が建っているところが1件あり、その隣は駐車場としている。これは問題ないのか。

～小休～

～正会～

【答弁：竹田財政課長】

通路橋として利用しているものが5件、その他に駐車場が1件、宅地が1件、物置として利用しているものが1件と合計8件になる。

【質疑：上岡正委員】

8件はお金をもらっているということか。

【答弁：竹田財政課長】

お金をもらっているというか、占用の許可を出している件数。

【質疑：上岡正委員】

占用料というのが決まっていると思う。公的なものとか免除することはある。この8件はどうなのか。

【答弁：竹田財政課長】

通路橋に関する質問であった。通路橋については先ほども説明したとおり条例に基づき減免している。あとの駐車場とかは確認していない。

※他に質疑なく終了

■次に、報告事項ア「令和8年度以降の組織機構について」総務課から報告を受けた。

【説明：山崎総務課長】

主旨は市長の公約実現に向けた体制の強化と企画広報課の規模の適正化。デジタル・情報発信を所管する課を新設（デジタル・広報課）する。政策推進機能を強化するため、企画調整部門と財政部門を統合（企画財政課）する。住宅事業の専門部署を設置、建築士の集約配置による知識・経験の継承、非常時の防災対応力を強化（防災まちづくり課）する。現状のまちづくり課から計画部門を除いた部署を建設課とする。現在の計画係にある公園部門は建設課に残す。この組織改編を令和8年4月から行わせていただきたいということで、12月議会に行政組織条例の一部改正案を提案する予定としている。

【廣瀬委員長】

本件は12月議会に提案される議案の内容に関するものになるので、質疑については議案の事前審査にならない範囲でお願いする。

【質疑：上岡正委員】

市民はまちづくり課で覚えている。防災まちづくり課になるが、市民は間違うのではないか。もう少し名前を工夫できないかお願いしたい。また、もう合併して20年になる。支所も再編するべきではないか。私が役所に入ったときは支所がたくさんあったが、今はなくなっている。デジタル化の時代にもなっているので考えるべきではないか。

【答弁：山崎総務課長】

名前については、いまだに一定の市民の間に建設課という名前は定着しているし、他の市町村においても建設課は結構ある。防災まちづくり課はたしかに間違うこともあるかもしれない。意見としては受けとめさせていただいたうえで、実際にやるということになれば、広報等により市民にわかりやすい形で周知をしていきたいと思う。西土佐支所については、我々も問題意識を持っている。道路事情がまだ悪いというところもあるが、いつまでもこの職員規模でいいとも思っていないので、これから考えていくとしても、西土佐の住民のこともあるので丁寧な対応をしていかなければならないと思っている。

【質疑：澤良宜副委員長】

防災まちづくり課に住宅事業の専門分野設置とあるが、住宅問題は空き家問題や、老朽家屋の問題とか、移住者の住まい、リフォームとか、様々あるが、これはどこの係が窓口になるのか。

【答弁：山崎総務課長】

現在はまちづくり課の計画係で住宅政策を所管しているが、住宅の耐震化は地震防災課、移住政策の住宅は企画広報課と分かれているので、基本的には防災まちづくり課の計画係で住宅政策は所管するようと考えている。その観点から建築士3名も防災まちづくり課に集約するようになっている。

【意見：澤良宜副委員長】

先ほど上岡正委員も言わされましたように、係としてイコール建築と結びつきにくかったので、そこらへんも考慮していただければと思う。

【質疑：宮崎議長】

議員のみなさんに考えてほしい。企画財政課とはこういう事業をやりたいということを考える課と、20年後30年後の市の財政状況を見据えて、場合によっては予算を削ることをやる課が一緒になるということ。更に秘書も加わって市長と直結する。議員のみなさんにはそこも踏まえて判断してもらいたいし、今後何が起こるかも考えてほしい。執行部にはこの企画財政課の発案がどこからあったのか教えてほしい。執行部内での話し合いか、それとも市長の発案だったのか。就任したこのタイミングで市長発案であつたら市長は自らの権限強化に組織を再編していると捉えられかねない。

【答弁：山崎総務課長】

総務課でこれまでの取組を踏まえたうえで提案をし、市長副市長との協議を経て作り上げた計画になる。たしかにアクセルとブレーキが一緒になっていいのかという懸念は理解できるが、現在の財政状況は厳しい状態が続いている、その厳しい中で何でもかんでも政策にのせて予算を付けていくということではなくて、きっちり考えた上で進めていかなければならぬのではないかという過程での発案になっている。

【意見：宮崎議長】

そのうえで組織の中で牽制する部署が必要なのではないかと思う。これ以上言うと事前審査になるのでこれ以上は言わないが、企画財政課の責任は重すぎる。この課長は何でもわかっていないなければならない。今は優秀な人がいるが10年度20年後を考えたときに大丈夫かと思う。ここは議員のみなさんもよく考えて判断してほしい。

【意見：上岡正委員】

以前総務課の中に財政係があったことがあった。人事権も持っていた。でもうまくいかないで分かれ経過がある。これは熟慮する必要があると思う。いろいろなことをひも解いて市長ともよく相談し12月議会に提案するようにしてほしい。

一小休

一正会

※他に質疑なく終了

■次に、報告事項イ「幡多信用金庫川崎支店の西土佐総合支所（1階）への移転について」地域企画課から報告を受けた。

【説明：佐川地域企画課長】

令和5年度に幡多信用金庫川崎支店から支所の空きスペースが利用できないかと相談があり、令和6年2月に総務常任委員会に報告、直近では令和6年11月にも報告しているが、その後の経過について報告する。委員会での意見も踏まえ、貸付については入札で行った。令和7年3月11日に一般競争入札を実施、参加者は幡多信用金庫1社で、落札金額は198万円であった。貸付は令和7年4月1日から令和12年3月31までの5年間で、年額にすると39万6千円になり、今年度の賃貸借料については既に納付済みになっている。改修についての第一回協議を令和7年4月3日に行ったが、レイアウト等がなかなか固まらず、令和7年9月16日の関係者協議でようやく設計が決定し、9月19日から工事開始、11月21日には完了予定で、22日から24日までの連休を利用して引っ越しをして11月25日より営業開始することとなっている。

【質疑：宮崎議長】

写真の中に入口があるが、これは幡多信の職員が庁舎内に自由に入り出しうける扉と考えていいか。

【答弁：佐川地域企画課長】

写真は仮囲いの中で工事をしているが工事関係者の出入口になる。工事完成後は仮囲いがなくなるが、幡多信の中にはトイレがないので、庁舎内への出入り口は1カ所できるようになる。また外側からの幡多信への出入口もできるようになるため、基本的には幡多信職員は外から出入りするようになる。

【質疑：宮崎議長】

土日の場合、鍵を持っていれば庁舎内に出入りできるのではないかという心配をする。庁舎内にシャッターが降りるとかの対策はあるのか。

【答弁：佐川地域企画課長】

住民分室にはシャッターが降ろされ、カウンターを乗り越えて中に入ることはできないようになっている。また仕切り壁もあり、鍵がなければ中に入ることはできない。

【質疑：上岡正委員】

幡多信がなくなれば西土佐の住民が大変困るということでこういうことになったと理解しているが、ここまで進んだ段階で他から、例えば郵便局などから懸念するようなことは耳に入っていないか。

【答弁：佐川地域企画課長】

西土佐地域の金融機関はJAとゆうちょ銀行があるが、特にその2社から意見はいただいているない。

※他に質疑なく終了

～小休～

～正会～

【廣瀬委員長】

14時20分まで休憩とする。

14時20分再開

■所管事項調査イ「大学誘致断念に伴う補助金返還・損害賠償請求における訴状の内容について」調査を行った。

【廣瀬委員長】

休憩前に引き続き委員会を再開する。まず、更に三つの項目（①定員確保に関する市の主張について、②貸付に関する市の主張について、③文科省が認可不可とする見込みとなった理由に関する主張について）をあげているが、この要旨について、上岡正委員の説明を求める。

～小休～

～正会～

【説明：上岡正委員】

令和4年11月だったか、市長は大学誘致断念の記者会見を開き、その場で再度の申請はしないということと、大学に対する訴訟は行わないということを述べた。それなのになぜ訴えたのか。

～議事進行の発言あり～

～小休～

～正会～

【説明：上岡正委員】

訴状の中で学校法人の定員確保の見込みについて、ニーズ調査の内容で併願者を合わせても定員80名を確保できないのは明らかと主張している。私もそう思うが、議会では何回も定員確保は大丈夫だと答弁した。なぜなのか。また、10億円を超える部分について、0.2%で貸し付けることについて合意していたと書かれている。そんな話は知らなかつたのでびっくりした。なぜ議会には何も言わなかつたのか。12月に学校法人に通知した文書の中で、誘致断念の理由を認可の不確実性、財政上の問題に加え、地元の反対も要因としてあげている。訴状では地元の反対は何ら文科省の判断に影響するものではないが、学校法人の強い要請によりやむなく書いたと主張している。地元はたまたまではない。要請されても書くべきではなかつた。なぜそんなことを書いたのか。

～小休～

～正会～

【説明：上岡正委員】

1回目はこの程度にとどめます。また裁判で不利になるようなことがあれば回答を控えてその理由を示してもらえばいい。

【答弁：武田企画広報課長】

定員確保の主張については、誘致断念から提訴に至る過程の中で、学校法人の申請書類、大学の取組等、様々なことを俯瞰して検証した結果のものであり、その点は理解いただきたい。なぜ何回も大丈夫だと答弁してきたのかということだが、当時は併願校の一つとして考えたいという回答も含めれば定員の3倍以上の確保ができるという学校法人の説明があり、また学生確保については法人の責任において

行うということで役割分担の中で進めてきた経過があることからそういう答弁となったもの。

～小休～

～正会～

【答弁：田能副市長】

貸付について訴状の中にある時期に総事業費が10億円を超える見込みとなり、当時で12億1,200万円だったが、私が当時財政課長であったことから相談があり内部協議に入った。まず、超える分については、活用できる国、県の補助金を探す、しかし補助金のメニューもはつきりせず、そのことに関しては不透明であった。そこで私から補助金を充ててもまかないきれない分は学校法人の自己資金で負担すべきであろうということを申し上げた。ただし、学校法人の経営状況もあり、私学助成金は最初の入学生が卒業した翌年度にならないと交付されないという事情があった。そこで一案として貸付という提案をしたもの。利率が0.2%というのは、財政融資資金の利率であり、その利率で市民病院に貸付を行った経過もあり、それを参考にした。議会への報告がなかったということについては、あくまで一つの案として関係者で確認していたもので、決定事項でもなく実行もされなかつたので報告をしなかつたものである。

【質疑：上岡正委員】

10億を超えることは市長が認めている。市長の言い方は10億を少し超えるというものだった。超えたなら貸すことになる。決定したものではないから報告しなかつたというのはおかしいのではないか。

【答弁：田能副市長】

訴状の5ページにある貸付に関する協議は令和3年12月19日の時点。その当時10億を超える2億1,200万については国・県の補助金の獲得に動く、しかし補助金でまかないきれない部分については学校法人の負担とし、学校法人の経営のこともあるので一旦貸付をし、当然いずれ返してもらうという手法について確認したもの。市長答弁については記憶があいまいだが、最終的な総事業費が17億4,000万円で、国・県補助が5億4,000万円、法人が負担する備品購入に2億円ということで、10億を少し超えるという表現になったのだと思う。

【質疑：上岡正委員】

17億というが、物価高の影響もあり実際には20億ぐらいになっていたのではないか。執行部の中でも暗にわかっていたのではないか。そのことを指摘しておく。学生確保について、180万いくらか補助金を出してニーズ調査をした。そのニーズ調査で専願と併願を合わせても34名しかいない。そんなこと見たらすぐにわかる。また地方創生事業に大学が役に立つ、地方創生事業を取るために11名入るという話が出てきた、そこから間違ってきたのではないか。

【答弁：田能副市長】

学生確保の見通しが甘かったのではないか、十分な精査ができていなかつたのではないかという指摘に関しては、学校法人は学則変更申請を出していたものだが、近年の申請が可とされている前例の基準を十分満たしているので不可となることはないという説明を繰り返し受けてきたというのが当時の状況。ただその後学校法人から提出された申請書の内容を精査する中で訴状にあるような主張をするに至ったということになる。時系列で申し上げれば学則変更申請については学校法人の責任において行うという役割分担の元行っていたものであり、先ほど申し上げた説明を受けていたので、それ以上の内容の審査までは行っていないというところになる。

～小休～

～正会～

【質疑：上岡正委員】

役割分担の中で文科省の許可は全て相手任せで言うことをうのみ。市も10億出す当事者であり、相手の言うことが本当かどうか検証する必要があったのではないか。市が検証しなかつたことが、地方創生で経済効果もあり人口増も見込める大学誘致事業が訴訟に至った原因ではないか。

【答弁：田能副市長】

9月議会の一般質問でも質問いただいたが、文科省から補正の連絡があったが、簡易な補正であるという説明を受けてそのままいった。今俯瞰してみれば質疑にあったように学校法人の学則変更申請について検証すべきだったのではないかという指摘は指摘として受けるが、その当時としてはそういう状況になかつた、そういうことも含めて訴状の中で主張しているので理解願いたい。

【質疑：上岡正委員】

補正の連絡があったと、自分のお金なら確認するだろう。41の申請があったが、他に補正を言われたところはあるのかというそういうことも聞いていない。2億4,578万4,000円を払っている。その2日前

に補正の連絡があった。なぜ払ったのか。補助金を受け取った学校法人がメーカーに払ったのは11月末。払う必要がなかった。それを払ってなければ補助金返還を求めることもなかった。

～小休～

～正会～

【答弁：田能副市長】

補助金の支払と学校法人が支払った時期がずれているということについては、これまで何度も一般質問でお答えしているとおり、8月4日に学校法人から補助金交付申請書が提出され、その中では8月31日に支払うことであった。その後検査精査、精算手続等そういったものに一定期間を要し11月になったとのことである。その詳細の理由は承知していないが、当初予定していたより時間は要したが、補助金は支払自体に充てられており、市としては問題ないものと思っている。

【質疑：上岡正委員】

問題がないことはない。返還も求めたが返してくれないので裁判になった。払わなければその必要もなかった。

【答弁：田能副市長】

問題がないと言ったのは補助金の概算払い手続きについてである。その後補助金を取り消したので、その返還請求をしたうえで、損害賠償請求をしたということになる。

【質疑：上岡正委員】

手続き上は間違っていないという。補正の連絡があった時に支払いを一時止めるべきだった。8月31日に支払うということなら8月30日にすべきだったと私は思う。中学校では先議もかけてやった。間違っていない間違っていないでこういう大事になっている。結果認可が取れず、それで訴えた。この結果では済まないよう思う。どのように思うか。

～小休～

～正会～

【質疑：川村一朗委員】

認可前にお金を払ったのが一番の問題。ポケットマネーならかまわないが、億の金で、まして公の金。認可がされなからたら返すという文書をなぜ取り交わさなかったのか。もう一点は裁判の流れは今どうなっているのか教えてほしい。

【答弁：武田企画広報課長】

なぜ文書を取り交わさなかったのかということだが、それは補助金交付要綱にも明記してあるし、また補助金交付決定通知書の中にも明記しているので、そういうことで理解いただきたい。今の裁判の流れについては、1回目の弁論準備手続きをやって近日中に2回目をやることになっている。これは原則非公開だが口頭弁論までに論点争点、証拠の整理手続きを行うもの。口頭弁論にはまだ入っていない。

【質疑：上岡正委員】

高知新聞で学校法人の反訴状に対する答弁書を10月には出すとあった。これは出したのか。また反訴状では地元の反対を前面に出している。地元とはどこか。教えてほしい。

【答弁：武田企画広報課長】

我々は基本的に①、②、③の項目について準備していたが、訴状の多岐にわたる部分となると整理できていないこともあるので、そこは理解していただいたうえで答弁する。高知新聞で報道された10月末までに答弁書を提出するということについては、当時はそういう予定だったかもしれないが結果的には10月には提出できず、11月5日に提出している。

【答弁：田能副市長】

地元の範囲はあくまで学校法人の考えるものなので、市からは答えられない。

【質疑：上岡正委員】

市も地元に言及している。学校法人側は地元の反対で認可にならなかつたという主張だが、市は反対に文書は出したが地元の反対は全く認可には関係ないと言っている。学校法人側のことは聞いていない。市が言っている地元とはどこか。

【答弁：田能副市長】

訴状に基づいてお答えすると、地元の反対意見というのは学校法人からの強い要請において書き加えたものであり、それからいえば学校法人の考える地元ということになる。市としてどこを指して地元といふのかといった考えは持ち合わせていない。また、市が地元の反対意見が認可に影響を与えたと考えてはいないことは訴状に書かれてあるとおり。ただ断念した理由の中に、そういった反対があつたということは市としても認識しているところである。

【質疑：平野正委員】

裁判には勝たなければならないと思う。3点お伺いしたい。認可申請について俯瞰し学校法人には甘さがあったという認識を示しているがそれを立証する証拠をお持ちか。貸付について双方協議したとあるが、この双方とは市長、副市長か、それとも学校法人も入っているのか。学生確保の見通しについて、客観的、合理的に説明することができなかつたとあるが、裁判の中で客観的、合理的に説明を求められたらできるか。

【答弁：武田企画広報課長】

まず認可申請に対する甘さについて立証することできるかということだが、学校法人の主張として他の申請の前例から認可されているというものがあったが、他の学校法人の申請内容も確認し比較したところかけ離れたものだったので、そこは立証できると考えている。それから客観的、合理的に説明できるかということだが、学校法人が認可不可となる見込みとなった要因としてまとめているもので、市が説明することではない。

【答弁：田能副市長】

双方とは市長・副市長、学校法人の双方である。当時財政課長であった私もその令和3年12月19日の協議に参加していたということである。

【意見：平野正委員】

3点については自信を持っているということで理解した。ぜひ裁判は頑張ってもらいたい。

※他に質疑なく終了

■次に、管内視察について協議を行った。

－小休－

－正会－

【廣瀬委員長】

管内視察については、12月19日の予定とする。

■その他の所管事項調査について**【廣瀬委員長】**

その他の所管事項調査については、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うものとしてよろしいか。
(異議なし)

その他の所管事項調査については、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うものと決した。

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。